

長野県教育委員会訓令第1号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成29年1月1日から適用します。

平成29年1月16日

長野県教育委員会

第18条の2第2項中「子が」を「子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この項、次条第2項及び第27条第3項において同じ。）が」に改める。

第18条の3第2項第2号中「離縁若しくは養子縁組の取消しにより」を削る。

第24条第6項中「介護休暇の」を「介護休暇又は介護時間の」に、「介護休暇願」を「介護休暇（介護時間）願」に改め、同条第7項を削り、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項中「、第6項若しくは第7項」を「若しくは第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項を同条第9項とする。

第27条の2第3項中「第24条第9項」を「第24条第8項」に改める。

第31条第1項中「同条第8項」を「同条第7項」に、「又は第8項」を「又は第7項」に改める。

「
 様式第6号中

□ 養育	〔 時間外勤務制限の場合 □ 条例第5条の2第2項 □ 条例第5条の2第3項〕
□ 介護	

 を
 」

「
 様式第6号の2中

□ 養育	〔 時間外勤務制限の場合 □ 条例第5条の2第2項 □ 条例第5条の2第3項〕
□ 介護	

 に、「

続柄

」を「

続柄等

」に改め、同様式の備考

の2中「請求した」を「条例第5条の2第3項に規定する請求をする」に改める。

「

□ 離縁	□ 養子縁組の取消	□ 家事審判事件の終了
□ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除		

」に
 改める。

様式第19号中「介護休暇願」を「介護休暇（介護時間）願」に、「介護休暇を」を「介護休暇（介護時間）を」に改め、同様式の備考の4中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加える。

様式第19号の2を削る。

様式第20号中「・特別養子縁組）休暇（欠勤）承認」を「）休暇（介護時間・欠勤）承認」に、

「

産前産後	1 前回までに承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	2 今回承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	合 計	
介護休暇	1 前回までに承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	2 今回承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	合 計	
特別養子縁組休暇	1 前回までに承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	2 今回承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間

」
 を

産前 産後 休暇	1 前回までに承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	2 今回承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	合 計	
介護 休暇	1 前回までに承認した指定期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
		年 月 日から 年 月 日まで 日間
	2 今回承認した指定期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
介護時間	合 計	
	1 介護時間を承認した最初の日	年 月 日
	2 今回承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間

に改め、同

様式の備考の1中「欠勤」を「介護時間・欠勤」に改め、同備考の2中「・特別養子縁組)休暇(」を「)休暇(介護時間・」に改める。」

高校教育課
特別支援教育課